

第3章 施策の体系及び内容

1 体系図

計画の内容として、5つの重点目標、その目標を実現するための14の課題、また、その課題を解決するための27の具体的事業を設けます。

※丸数字は「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の事業番号を表しています。

| 重点目標 | 課題 | 具体的事業 |
|---------------------|-----------------------------|---|
| I 暴力を容認しない社会づくり | 1 あらゆる暴力防止のための啓発活動 60 | 1 「広報ふじさわ」や講演会の開催等による啓発 |
| | | 2 情報紙「かがやけ地球」による啓発 |
| | | 3 「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知 |
| | 2 男女共同参画学習の推進 | 4 保育園などにおける男女共同参画意識の形成 5 |
| | | 5 男女平等観に立った教育課程の推進 6 |
| | | 6 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進 7 |
| | | 7 性の商品化の防止 54 |
| | 3 被害の早期発見の促進 | 8 市内医療機関への周知 |
| | | 9 民生委員、児童委員等への情報提供 |
| II 安心して相談できる体制づくり | 1 相談機能の整備・充実 51 | 10 各種相談の充実 |
| | 2 相談窓口の周知 | 11 男性被害者からの相談対応の検討 |
| | 3 相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保 51 | 3 「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知(再掲: I-1) |
| III 安全が保証される保護体制づくり | 1 一時保護に向けた支援 52 | 12 関係課・各相談窓口間の連携の強化 |
| | 2 安全の確保 | 13 神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携の強化 |
| IV 自立支援体制づくり | 1 被害者への自立支援 | 14 一時保護における同行支援等(夜間・休日を除く) |
| | | 15 住まいの確保に向けた支援 |
| | | 16 就労の支援 |
| | | 17 経済的な支援 |
| | 2 子どもへの支援 | 18 各種制度の活用における支援 |
| | | 19 心理的なケア |
| | | 20 就学・保育等支援 |
| 3 障がい者、高齢者への支援 | 21 関係課・関係機関の連携の強化 | |
| 4 外国人市民への支援 | 22 多言語による情報提供 | |
| V 推進体制の充実 | 1 他機関との連携強化 | 23 関係機関(県・警察等)との連携強化 |
| | | 24 民間団体との連携 |
| | 2 庁内における連携の強化 | 25 庁内連絡会議の開催 49 |
| | | 26 DV対応マニュアルの作成 49 |
| | | 27 職員に対する研修の実施 49 |

2 施策の内容

重点目標 I 暴力を容認しない社会づくり

現状と課題

「ふじさわ男女共同参画プラン2020」では、男女が互いの性を尊重し、暴力を容認しない社会風土を醸成するため、重点目標として新規に「性の尊重とあらゆる暴力の根絶」を掲げました。

特に、男女の対等な関係づくりが基盤となる男女共同参画社会の形成にとってDVIは重大な人権侵害であり、社会全体が取り組んでいかなければならない課題といえます。

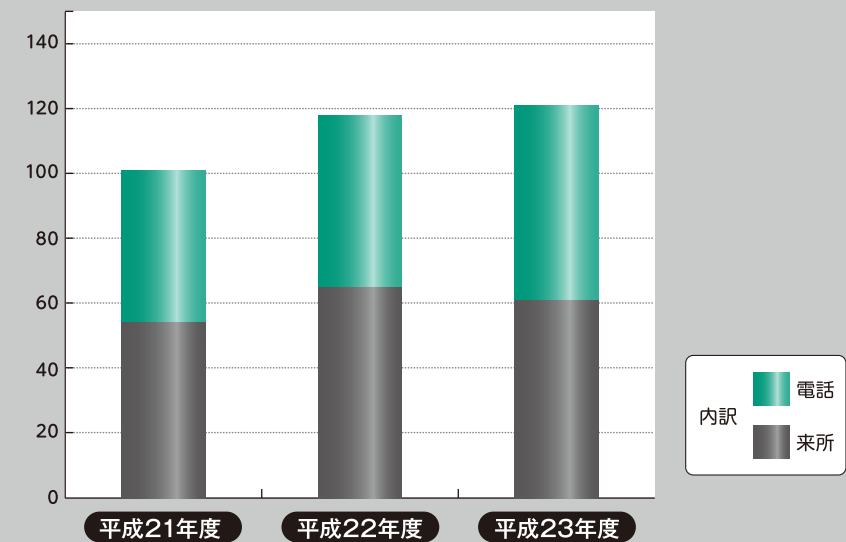
重点目標として掲げるに至った背景には、DVに関する相談が依然として増加傾向にあることが挙げられます。また、相談が複雑化・長期化していることから、暴力を容認しない社会づくりを引き続き推進しなければなりません。

一方、DV加害者を対象とした更生のための施策は、DVの再発防止の観点から重要といえますが、国においても未だ調査研究段階であることから、国や他自治体、民間団体等の調査研究等の状況について、情報収集に努める必要があります。

■ 藤沢市におけるDV相談件数

(単位=件)

| | DV | 内 訳 | |
|----------------|-----|-----|-----|
| | | 来 所 | 電 話 |
| 2009年度(平成21年度) | 101 | 54 | 47 |
| 2010年度(平成22年度) | 118 | 65 | 53 |
| 2011年度(平成23年度) | 121 | 61 | 60 |



具体的な施策

課題1 あらゆる暴力防止のための啓発活動 50

DVは「犯罪」であるという意識を広め、その発生を予防・根絶するため、次の事業を通して啓発をさらに進めます。また、DV被害者が、自身への被害がDVであると気づけるよう、支援を求め手段である相談窓口に関する情報を周知します。

1 「広報ふじさわ」や講演会の開催等による啓発

「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせてDVに関する内容を「広報ふじさわ」に掲載する、また、講演会等でDVをテーマとして取り上げるなど、効果的な啓発に努めます。

2 情報紙「かがやけ地球」による啓発

市内各所に配布している情報紙「かがやけ地球」にDVに関する内容を掲載し、啓発に努めます。

3 「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知

各公民館まつりや様々なキャンペーン時に、相談窓口に関するカードを配布するなど、一層の周知に努めます。

課題2 男女共同参画学習の推進

暴力は絶対に許されないということに気づけるよう、また、性別による固定的な役割分担意識が芽生えないよう、男女平等の視点を意識した教育等を推進します。

DV防止法の対象とならない交際相手からの暴力(デートDV)が若い世代でも問題となっていることから、幼児期における教育が重要といえます。

4 保育園などにおける男女共同参画意識の形成 51

子どもの性差や個人差に留意し、性別による固定的な分担意識を植え付けないよう配慮するとともに、性について男女平等の視点から、子どもたちの成長段階に応じた指導を行います。

5 男女平等観に立った教育課程の推進 52

学校生活において、基本的人権を尊重した男女平等観を育むとともに、男女平等教育がより充実するよう推進します。

6 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進 7

男女平等の視点から、児童・生徒の発達段階に応じて、心身の発育・発達と性に関わる教育を継続的に推進します。

7 性の商品化の防止 54

様々なキャンペーンを通して、女性を人格から切り離れたモノとする性の商品化を防止します。

課題3 被害の早期発見の促進

DV防止法第6条では、DV被害者を発見した人はその旨を通報するよう努めなければならないとされています。

また、医師その他の医療関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから積極的な役割が期待されており、DV被害者の意思を尊重しながら通報することができることとされています。さらには、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口に関する情報を提供するよう努めなければならないとされています。

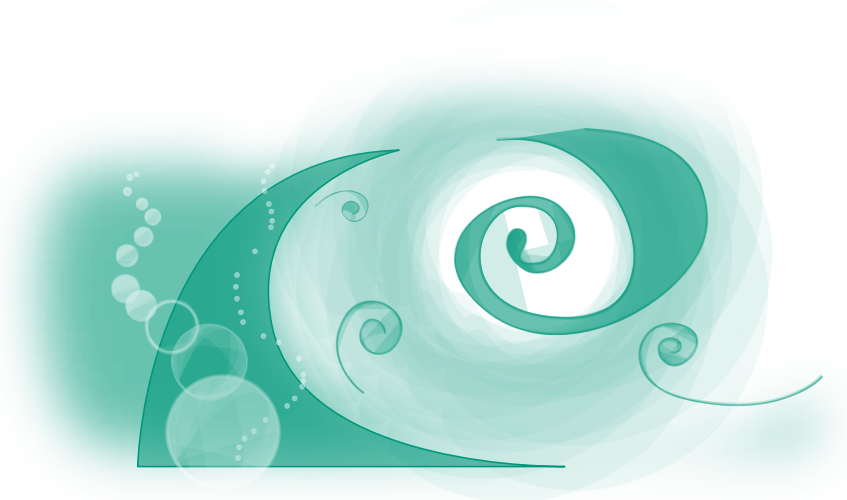
このことから、DV被害者を発見しやすい医療機関や地域に密着した民生委員、児童委員等に「DV相談窓口のご案内カード」を配付するなど周知、情報提供を行います。

8 市内医療機関への周知

市内の医療機関にDV啓発冊子、「DV相談窓口のご案内カード」を配付し、DVに関して周知します。

9 民生委員、児童委員等への情報提供

「DV相談窓口のご案内カード」の配付等を通して、情報提供に努めます。



重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

現状と課題

本市では、DV被害を含めた女性に関する電話相談、面接相談を福祉事務所、福祉保健総合相談室、人権擁護委員による相談窓口で受けています。近年、DVに関する相談内容が複雑化・長期化しており、被害者の様々な状況に応じた相談体制の整備・充実が必要です。

DV被害を受けた男性からの相談については、神奈川県配偶者暴力相談支援センターで行っている男性被害者相談窓口につないでいますが、本市における相談についても検討が必要です。

また、相談者が安心して相談を受けられるよう安全を確保するとともに、プライバシーに十分配慮することが求められます。

具体的な施策

課題1 相談機能の整備・充実 51

各種相談窓口と連携することにより、的確かつ迅速な対応を図ります。また、DV被害者がそれぞれの窓口で事情を説明する負担を軽減できるよう密接な連携に努めます。

10 市政相談、一般相談、子どもに関する総合相談、こども発達相談、青少年相談、福祉保健総合相談、女性相談の充実

各相談窓口でDVに関係する内容があったときには、連携して的確かつ迅速な対応を図ります。

11 男性被害者からの相談対応の検討

男性被害者からの相談について、対応を検討していきます。

課題2 相談窓口の周知

DV被害者が相談したいときに相談しやすいよう、支援を求める手段である相談窓口に関する情報を周知します。

3 「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知

各公民館まつりや様々なキャンペーン時に、相談窓口に関するカードを配布するなど、一層の周知に努めます。(再掲：I-1)

課題3 相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保 51

相談時におけるプライバシーの保護に努めるとともに、相談者及び相談員の安全を確保することが必要です。

12 関係課・各相談窓口間の連携の強化

DV被害者に関する情報の保護と管理を徹底し、プライバシーの保護に努めるとともに、関係課・各相談窓口間の連携を強化することにより、DV被害者が別の窓口等に移動する際の安全を確保します。

重点目標Ⅲ 安全が保証される保護体制づくり

現状と課題

近年、緊急に保護を必要とするケースが増えていますが、DV被害者が安心して保護を受けられるよう、迅速かつ広域的な対応を図るとともに、DV被害者の安全を確保することが必要です。

具体的な施策

課題1 一時保護に向けた支援 52

緊急に保護を要するDV被害者の一時保護について、連携を図り支援を行います。

13 神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携の強化

広域的な対応を図るため、神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携を強化します。

課題2 安全の確保

緊急時におけるDV被害者の安全を確保するために必要な支援を行います。

14 一時保護における同行支援等

DV被害者の安全を確保するため、状況に応じて同行支援を実施します。

重点目標Ⅳ 自立支援体制づくり

現状と課題

DV防止法第8条の3では、福祉事務所は「被害者の自立支援について、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

DV被害者が安心して生活できるよう各種制度を活用した、切れ目ない支援が必要です。

具体的な施策

課題1 被害者への自立支援

DV被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

15 住まいの確保に向けた支援

各機関と連携を取りながら、DV被害者の住まいの確保に向けた支援を行います。

16 就労の支援

様々な就労支援に関する情報を提供するとともに、DV被害者の状況に応じた支援を行います。

17 経済的な支援

DV被害者自身の意思を確認しながら、必要に応じて生活保護制度を活用するなど支援を行います。

18 各種制度の活用における支援

住民基本台帳、健康保険など各種制度の活用について支援を行います。

課題2 子どもへの支援

DVを身近に見てきた子どもは、心理的な影響だけでなく健康面や教育の面でも影響を受けると言われています。

また、子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待の防止等に関する法律に基づく心理的虐待にあたることから、心のケアが必要です。

また、子どもの就学・保育等に関する手続きについてスムーズな対応に努めるとともに、必要な情報を提供します。

19 心理的なケア

関係各課、児童相談所等と連携し、心理的なケアの充実を図ります。

20 保育・就学等支援

円滑に入退園、就学・転校手続きができるよう、関係各課等で連携を図ります。

課題3 障がい者、高齢者への支援

障がい者、高齢者に対しては、それぞれの状況を十分に配慮する必要があることから、連携を強化し必要な支援を行います。

21 関係各課・関係機関の連携の強化

障がい者、高齢者へのDVはそれぞれ障がい者虐待、高齢者虐待と関連があるため、関係各課・関係機関がさらに連携して必要な支援を行います。

課題4 外国人市民への支援

外国人のDV被害者は、言葉や文化の違いにより社会の中で孤立しやすいことから、必要な情報の提供に努めます。

22 多言語による情報提供

相談窓口など多言語によるDVに関する情報提供に努めます。

重点目標 V 推進体制の充実

現状と課題

DVIは広域的な対応かつ様々な機関との連携が不可欠であり、DV防止法第9条においても各機関が「相互に連携を図りながら協力するよう努めるもの」とされています。

また、庁内においてもDV被害者へ適切な対応を行うためには、関係各課による連絡会議の開催等、より一層の協力体制が必要です。

具体的な施策

課題1 他機関との連携強化

広域的な連携体制の整備に努め、計画の推進に向けて一層連携を強化するとともに、民間団体とも連携を図ります。

23 関係機関(県・警察等)との連携強化

警察、県、他市町で構成する会議を定期的で開催し、協力体制を強化します。

24 民間団体との連携

より充実した支援を行えるよう、民間団体との連携強化を図ります。

課題2 庁内における連携の強化

庁内の関係各課の連携を深め、DVIに関する総合的な支援体制を整えていきます。

25 庁内連絡会議の開催 49

庁内連絡会議を定期的で開催するとともに、関係各課が共通認識を持てるよう機能させていきます。

26 DV対応マニュアルの作成 49

関係各課職員が適切に対応できるよう、マニュアルを作成します。

27 職員に対する研修の実施 49

DV被害者へ適切な支援を行えるよう継続して、研修を実施します。

第

4 計画の推進体制

1 推進体制

「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を推進していくため、次の体制によりすすめていきます。

(1) ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会

男女共同参画社会の実現に向けて、また、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の総合的、効果的推進に資するよう設置されている「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」において、本計画の進捗状況等について確認します。

(2) 庁内DV対応ネットワーク会議

庁内関係各課が必要な連携調整を行い、また、的確な初期対応ができるよう、会議を定期的で開催するとともに、関係各課が共通認識を持てるよう機能させていきます。

(3) 関係機関との連携

神奈川県立かながわ女性センターをはじめ、関係機関と連携を図るとともに、茅ヶ崎市、寒川町との2市1町のネットワーク等近隣自治体との連携による協力体制により計画の推進を図ります。

(4) 民間団体との連携

より充実した支援を行えるよう、民間団体との連携を強化し、計画の推進を図ります。
また、その他の多様な主体とも連携して、それぞれが持つ資源やノウハウを生かした取り組みを進めます。

